

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業者
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
指定障害児相談支援事業者

御中

熊本市健康福祉局障がい者支援部
障がい保健福祉課長

平成30年4月以降の介護給付費等の請求に関する事項（基本報酬・加算）の
変更届の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、先日はご多忙の中、平成30年度法改正及び報酬改定に係る事業所説明会にご出席くださいまして、ありがとうございました。

さて、説明会でもご案内したとおり、平成30年4月以降の介護給付費等の請求に関する事項（以下、「加算等」という）の変更届の取扱いについて、以下のとおりといたします。

つきましては、加算等を算定される場合には、期日に遅れることなく、必要な届出等をご提出くださいますようお願い申し上げます。

ただし、年度当初は届出件数が多いこと、届出受付から審査期間までが短期間であること等の理由により、届出の内容に関する本市の詳細な審査は5月以降となります。そのため、各事業所で責任を持って、報酬告示等にて加算等の算定に必要な要件等を確認したうえで、届出を行ってください。

万が一、給付費請求後に算定要件等に合致しないことが判明した場合、過誤調整となるため、十分にご注意ください。

なお、その他の加算については通常どおりの取扱いでございますので、ご注意ください。

記

1. 届出が必要な加算等

- ① 平成30年度報酬改定により新設される加算等（従来の加算で、報酬改定により追加された区分を取得する場合や、要件が変更されることにより取得する場合も含む）

特に、平成30年4月以降、新たな基本報酬区分が設定される事業所（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）は必ず届出が必要です。

- ② 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算等
③ その他 従来の加算等について、4月または5月より算定を希望するもの

2. 提出期限および加算等の適用開始日の取扱い (いずれも必着)

- ① 平成30年4月20日(金)までに届け出たもの(平成30年4月より適用するものに限る)
平成30年4月のサービス提供分から加算を算定できる。また、原則として、通常どおりサービス提供の翌月(5月)から熊本県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)を通して電子請求をすることができる。
- ② 平成30年4月23日(月)から平成30年4月27日(金)の間に届け出たもの
平成30年4月のサービス提供分から加算を算定できる。ただし、国保連を通して4月分の電子請求ができるのは6月以降とする。(届出受理から、届出に係る電子データを国保連へ送信する期日まで期間がないため。)
- ③ 平成30年4月20日(金)までに届け出たもの(平成30年5月より適用するものに限る)
平成30年5月のサービス提供分から加算を算定できる。また、原則として、通常どおりサービス提供の翌月(6月)から熊本県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)を通して電子請求をすることができる。
- ④ 平成30年5月1日(月)以降に届け出たもの
通常通りの取扱い(毎月15日以前に届出がなされたものは翌月のサービス提供分から算定を開始する。例えば、5月1日に届け出があったものは、6月のサービス提供分から算定可能。)

3. 提出に必要な様式等

- ① 指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設 変更届出書
(指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設においては、「指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設 変更届出書」。指定一般・特定・障害児相談支援事業者においては、「一般、特定、障害児相談支援事業者 変更届出書」。)
- ② 申請書付表
※各サービスごとに該当する様式とする
- ③ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設または指定障害児相談支援事業者においては、障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表)
- ④ 各加算等の算定に係る届出書
※各サービスごとに該当する様式とする
- ⑤ 各加算等の算定に係る届出書に記載されている必要な添付書類

4. 本市ホームページにおける様式等の掲載場所

- ① 通知文および新様式等の掲載場所
ホーム→分類から探す→健康・福祉・子育て→障がい者(児)福祉→障がい福祉サービス→平成30年度法改正及び報酬改定に係る変更届等の各種様式等について【障がい保健福祉課】

【問合せ先】

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部
障がい保健福祉課 自立支援班

メールアドレス :

shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

※質問票の活用をお願いいたします。